

電波監理審議会（第998回）議事要旨

1 日 時

平成25年10月9日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

前田 忠昭（会長）、原島 博（会長代理）、松崎 陽子、山本 隆司、村田 珠美

(2) 審理官

雨宮 明、柴 春彦

(3) 幹事

夏賀 邦明（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

吉良総合通信基盤局長、富永電波部長、福岡情報流通行政局長、南大臣官房審議官 他

4 議 事 模 様

(1) 広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計画の認定に関する処分 に対する異議申立ての付議について （付議第2号）

審議の結果、審理を主宰する審理官を指名し、審理の手続を開始することを決定した。

【内容】

異議申立人（Wireless City Planning株式会社）の平成25年6月24日付け特定基地局開設計画認定申請について、総務大臣が同年7月29日にした認定拒否処分の取消し及び申立外UQコミュニケーションズ株式会社の平成25年6月24日付け特定基地局開設計画認定申請について、総務大臣が同年7月29日にした認定処分の取消しを求め、異議申立てがなされたもの。

(2) 中波放送、短波放送、超短波放送及びテレビジョン放送を行う地上基幹放送をする無線局 の再免許等について （諮問第28号）

(3) 日本放送協会所属の短波放送（国際放送）を行う地上基幹放送をする無線局の再免許につ いて （諮問第29号）

両件は、関連する事案であったため、一括して審議を行った。

審議の結果、諮問のとおり再免許等を行うことは適当との答申をした。

【内容】

ア 本年10月31日をもって免許等の有効期間が満了する地上基幹放送を行う無線局の再免許及び地上基幹放送の業務の認定の更新並びに名古屋市を中心とする超短波放送（外国語放送）を行う地上基幹放送をする無線局の予備免許を行うもの。

イ 日本放送協会所属の短波放送（国際放送）を行う地上基幹放送をする無線局の再免許を行うもの。

(4) その他

「周波数再編アクションプラン（平成25年10月改定版）」の公表並びに移動受信用地上基幹放送局及び衛星基幹放送局の再免許について、総務省から報告があった。また、「よさこいケーブルネット株式会社及びテレビせとうち株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立て」について、審議を行った。

（文責：電波監理審議会事務局）